令和８年度

危険物取扱者保安講習会のご案内

実施機関：栃　　木　　県
受託機関：一般社団法人栃木県危険物保安協会
協力機関：各地区危険物保安協会（各消防本部（局）内）

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第１３条の２３の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施します。

１　受講対象者

危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所において、現に危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者のうち、次に該当する方は危険物取扱者保安講習を受講しなければなりません。受講対象者がこの講習を受講しない場合は、消防法第 13 条の 2 第 5 項の規定により免状の返納を命ぜられることがあります。

なお、受講義務のない方でも免状所持者であれば希望者は受講できます。

⑴　継続して危険物取扱作業に従事している方

受講日以後における最初の４月１日から３年以内に受講

例：令和６年２月１日受講

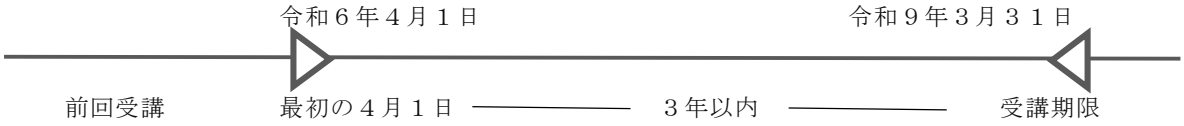

⑵　新たに危険物取扱作業に従事することになった方

例：令和８年２月１日従事開始

⑶　上記⑵のうち、従事開始前２年以内に免状の交付または講習を受けている方

免状交付日または受講日以降における最初の４月１日から３年以内に受講

例：令和６年２月１日免状交付又は受講　　令和８年２月１日従事開始

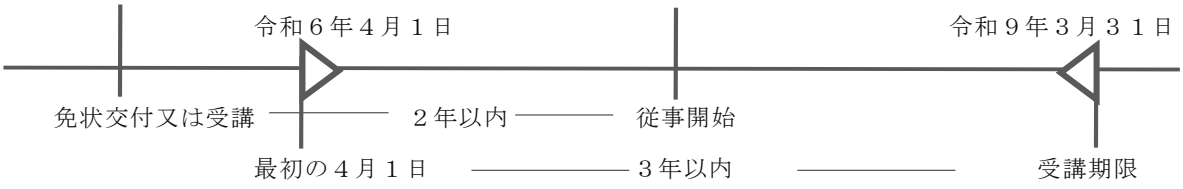

お願い：講習会場には、受講申請のお問合せはなさらないようお願いします

２　講習区分

危険物施設の種類により次の区分で講習を行います。

講習区分	従事している危険物施設
給油取扱所	給油取扱所、自家給油取扱所
一般(その他)	上記以外の危険物施設

３　講習科目及び講習時間

⑴　危険物関係法令に関する事項・・・・・・・１時間

⑵　危険物の火災予防等に関する事項・・・・・２時間

４　受講申込手続等

⑴　受講申請書の配付場所

県内の各消防本部(局)及び(一社)栃木県危険物保安協会（以下「当協会」という）において配付しています。

また、当協会ホームページ「保安講習案内」からもダウンロードできます。

⑵　各消防本部(局)への受講申請

ア　受講申請窓口は、受講を希望する会場に応じ、それぞれの受付消防本部(局)になります。(郵送での受付はしておりません。)

イ　受付時間は、申請期間(土・日・祝日を除く)９時から１７時までです。

ウ　申請期間中であっても、定員になり次第受付を締め切ります。

⑶　当協会への受講申請

ア　消防本部（局）への申請期間終了後に定員に達しない場合には、当協会で受付けますので当協会にお問い合わせください。申請書を郵送する場合は、１１０円切手を貼った受講票返送用封筒を必ず同封してください。

イ　当協会のオンライン講習受講者で、講習修了後に危険物取扱者免状裏面に公印等の押印を希望する方は電話連絡をお願いします。

当協会において、修了証を確認し危険物取扱免状に公印等を押印しお返し致します。また、郵送を希望される方は、修了証、危険物取扱者免状及び免状返送用封筒（定型封筒の表に住所、氏名を記入し、簡易書留郵便料金４６０円分の切手を貼ったもの）の３点を郵送（方法については受講者にお任せします）してください。

⑷　受講申請に必要な書類等

ア　受講申請書

受講区分について、給油取扱所又は一般のいずれかを選択してください。

イ　受講手数料　５，３００円（申請書の提出前に必ず以下の方法により手数料の納付をお願いします。

・栃木県電子申請システム

・POS レジ（県庁東館２階生協売店のみ）

・栃木県収入証紙（利用は令和９年３月 31 日まで）

詳しくは、栃木県庁ホームページをご覧ください。

※栃木県庁ホームページ

※栃木県庁ホームページ URL

https://www.pref.tochigi.lg.jp/l02/documents/kikenbutsuhoankoushu.html

栃木県収入証紙の販売は、令和８年３月 31 日で終了しております。

ウ　受講票の交付　　受講申請を受付けた場合は、申請者に受講票を交付します。

５　講習当日の受付

⑴　講習当日は、受講者本人が受講票及び危険物取扱者免状を受付に提出してください。なお、書換申請の手続等により提出できない場合はその旨係員に申し出てください。その際、本人であることを運転免許証等により確認させていただきます。

⑵　受付は、講習開始時刻の３０分前から開始します。

なお、講習開始時刻までに受付されない場合は、受講できませんのでご注意ください。

６　講習修了の証明及び免状の返却

講習終了後、危険物取扱者免状に公印を押印してお返しいたします。

７　その他

⑴ 受講申請書の記入に当たっては、※印以外の事項について楷書で記入してください。

⑵受講申請書受付後、やむを得ず欠席された場合は、年度内であれば他の会場での受講ができますので、必ず当協会へ連絡してください。

⑶ 台風その他の事情により講習会を延期又は中止する場合は、当協会のホームページ(http://www.13tochiki.or.jp)に掲載します。

⑷ 講習会場に駐車場が無いところもありますので受付の際にご確認ください。また、自動車で来場した時の駐車違反及びその他の自動車に関する責任は一切負いません。

⑸ 講習の途中で退席されますと、原則、講習修了と認められません。

⑹ 受付消防本部(局)への問合せは申請期間中にお願いします。

８　当協会のオンライン講習申請方法については、申請期間のおおむね１か月前に当協会ホームページに掲載しますので確認をお願いします。

９　（一財）全国危険物安全協会におけるオンライン講習申込方法は、当協会の申請方法や受講状況確認方法が異なりますので、詳しくは全国危険物安全協会のホームページを確認して下さい。　　https://www.zenkikyo.or.jp

問合せ先・郵送先　一般社団法人栃木県危険物保安協会

〒320-0032　栃木県宇都宮市昭和１丁目３番１０号(栃木県庁舎西別館３階)

TEL:028-622-0438　　FAX:028-622-0439

http://www.13tochiki.or.jp

栃危協ホームページ

全危協 Youtube チャンネル

※全危協 Youtube チャンネルで、危険物取り扱いに関する動画等が見られます。